

多文化共生委員会インターンメンバー制度 規約

趣意書

18歳以上の外国人留学生を対象として、多文化共生委員会の補助委員として1年間共に委員会活動に参加してもらうこの事業は、多文化共生社会の実現を推奨する立場として、まず我々が率先して地域に居住する外国籍の人達と交流を持つべきであると考えます。

私達委員会の考える、交流とは一過性のものではなく、例えば我々JCの運動や活動の様に目的意識を共有し継続されるものであり、そこから友情や奉仕の心を育む事が交流であり共生だと考えるからです。

本来、20歳を超えている青年であれば人種、国籍、性別、職業、宗教の別なく自由に入会できるのですが、異国の地にあつての学生と言う身分であることから、金銭的な理由や周囲に入会を勧める知人も居ないのが実情です。

その様な環境の人達に参加できる機会を与えることも、青年会議所の目標の一つである「社会と人間の開発」ではないでしょうか。

「個人の修練、社会への奉仕、世界との友情」を三信条に掲げるJayceeとして、そして“多文化共生都市立川”の実現を唱える私達多文化共生委員会が率先し、共生プログラムに取り組む事が必要と考えます。

学校を卒業した後、国に帰る人達や、日本で就職しその地域に定住する人達も大勢います。

その人達が、このインターンメンバーの経験を通じて、母国や日本に於いて正規Jayceeとなり活躍する事を信じます。

委員長 中平 義勝

(名称)

第1条 本制度は、多文化共生委員会インターンメンバー制度（以下「本制度」という。）と称する。

(目的)

第2条 本制度は、社団法人立川青年会議所多文化共生委員会（以下「多文化共生委員会」という。）の活動に外国人のインターンメンバーがともに参加し、多文化共生という共通の目的意識を通じ、友情や奉仕の心を育むことにより、将来、母国や日本において正規JCメンバーとなって活躍してもらう礎を築くことを目的とする。

(任期)

第3条 本制度におけるインターンメンバーの任期は平成19年1月1日より1年間とする。

(組織等)

第4条 インターンメンバーは12人以下の外国人メンバーによって構成するものとする。

2 前項のインターンメンバーは次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 年齢満18歳以上の学生または専門学生であること

(2) 外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により、正規に日本において外国人登録をしていること

(3) その他、社団法人立川青年会議所（以下「立川JC」という。）が定める事項

3 第1項によるインターンメンバーの外に、立川JCメンバーとインターンメンバーとの意思の疎通を円滑にするために、外国語に精通しているアシスタント（日本籍、外国籍を問わない。）を若干名置くことができるものとする。

4 本条におけるインターンメンバーおよびアシスタントは多文化共生委員会の委員会協議事項に諮って任命するものとする。

(会議の開催)

第5条 本制度の運営を円滑に行うために、定期的に多文化共生委員会とインターンメンバー合同の会議を行うものとする。

2 前項による会議の日程は、多文化共生委員会メンバーがインターンメンバーにそのつど連絡をすることによって行うものとする。

(庶務)

第6条 本制度の庶務は、多文化共生委員会において行う。

(秘密保持)

第7条 本制度の運営において知りうるインターンメンバーの国籍、住所等の個人情報については、多文化共生委員会において厳重に管理し、他に漏れないように努めることとする。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、本制度の運営について必要な事項は、多文化共生委員会が、委員会の協議事項に諮って定めるものとする。